

も く じ

昭和49年度文化庁予算案きまる…………… 2  
    芸術文化の振興  
    文化財保護の充実  
    国際文化交流の推進

昭和48年度芸術祭授賞式…………… 9

文化庁買上げ優秀美術作品決まる…………… 9

昭和48年度都道府県宗教法人事務担当職員  
    研修会の開催…………… 9

教科書掲載補償金を答申……………10

昭和48年度  
    使用教科書等掲載補償金額について……………10

WIPO関係諸会議の概要について……………12

著作権者不明の著作物の裁定による利用……………12

「モナ・リザ歓迎委員会」発足……………13

法人の新設……………13

公立博物館の設置及び  
    運営に関する基準告示される……………14

デパート等臨時公開施設における  
    国宝・重要文化財の公開について……………17

英語指導主事助手の招へい……………18

アジア地域理科教員研修コース  
    反省会の開催……………18

シドニー大学派遣英語担当教員の選考……………18

高校生の海外派遣……………18

国立博物館・美術館だより……………19

人事異動……………13

1974-2

No. 66

# 文化財の保護

## デパート等臨時公開施設における 国宝・重要文化財の公開について

文化財は、国民共有の宝であるから、永く後世に伝えるためにその保存を図る必要があるが、同時に、国民の文化的資質の向上に資するため広く活用されなければならない。その意味から、「活用」は「保存」と並ぶ文化財保護上の大きな柱として、従来からその適切な進展を図るための種々の方策がとられてきたところである。公開の方法には所有者が行う公開、国自身の行う公開のほか、文化財保護法第五十三条には、所有者、管理団体以外の者が行う公開を規定しているが、その際国宝、重要文化財を公開しようとするには、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている。

一方、このような公開を行う場として利用されてきたデパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開は、諸外国においては余り例を見ない我が国独特の方法で、特に戦後に盛んになったものである。もちろん、この種の

展示会が、日ごろ文化財に接する機会が少ない人々に広くその場を与え、文化財の理解と保護思想の普及に果たした役割は決して小さくないと思われるが、一方デパートは本来美術品等を展示することを目的とした所ではないため、施設面、管理面その他あらゆる点で完全とは言い難いという面があった。このため、文化庁としてはこの種の許可に当たって、従来から、展示施設、防災施設、温湿度、照明、搬入搬出、観客誘導、警備等あらゆる面にわたって細い指導を行ってきたが、これとも完全な策とはなり得ないため憂慮していたところ、昨年十一月熊本において発生したデパート火災は、いったん出火した場合の危険性を今更のように認識させ、消防関係その他からも防災上の不備が改めて指摘されるに至ったものである。

このような状況にかんがみ、文化庁としては文化財のより万全な保護を期

するとともに、適正な公開の場を与えるよう指導するため、昭和四十九年二月一日以降はデパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開を許可しないこととし、去る一月十四日付けで各都道府県教育委員会その他主な新聞社、デパート等関係者あてにこの旨通知したものである。

もちろん、このような措置によって、文化財の公開が制限され、国民一般の文化財に接する機会が必要以上に奪われる結果となることは、文化財の活用の面からも片手落ちのそしりを受けかねないものであり、今後は博物館、美術館等常設施設の積極的利用法を促進するとともに、これらの施設の充実、指定文化財取扱担当者の育成等、適正な公開がより広く行われるよう種々の施策を実行していく予定である。

また、デパート等においても、文化財の完全な保護のため、必要な防火・消火上の施設・設備、展示上の施設・設備、管理体制等一定の厳重な条件が完備した場合に公開を許可することも有り得るのでこの条件の内容についても今後早急に検討する予定である。

なお、参考までに過去五か年間の公開許可件数は、次表のとおりである。

過去五か年における公開許可件数

年 度	展 覧 会			出 品 件 数					
	常設施設	臨時施設	計	国 宝		重 要 文 化 財		合 計	
				常 設	臨 時	常 設	臨 時	常 設	臨 時
昭 44	59( 23)	36( 2)	95( 25)	143(13)	73( 0)	731(120)	387( 16)	874(133)	460( 16)
45	79( 22)	32( 4)	111( 26)	129(13)	39( 0)	520(163)	194( 6)	649(176)	233( 6)
46	72( 35)	28( 8)	100( 43)	96(26)	24( 8)	630(304)	174( 40)	726(330)	198( 48)
47	57( 27)	55(11)	112( 38)	181(11)	89( 4)	978(123)	457( 26)	1,159(134)	546( 30)
48	39( 17)	41( 9)	80( 26)	92( 7)	67( 2)	581(124)	330( 15)	673(131)	397( 17)
合 計	306(124)	192(34)	498(158)	641(70)	292(14)	3,440(834)	1,542(103)	4,081(904)	1,834(117)
5ヶ年平均	61( 24)	38( 7)	99( 31)	128(14)	58( 3)	688(166)	308( 20)	816(180)	366( 23)

(注) 1. ( ) 内は都道府県教育委員会への権限委任による公開許可件数を示す。( ) は外数。  
 2. 昭和48年度は昭48. 4. 1 から昭49. 1. 10 現在とする。

